

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年 5月 29日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市大正区北村3-4-5	
氏名 社会福祉法人 恩賜財団 大阪府済生会泉尾病院	
院長 平居 啓治	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6552-6271	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので提出します。	
事業場の名称	社会福祉法人 恩賜財団 大阪府済生会泉尾病院
事業場の所在地	大阪府大阪市大正区北村3-4-5
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83:病院
②事業の規模	440床
③従業員数	802人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	各部署より発生した感染廃棄物は、蓋付のカートで収集運搬されており、飛散・流出の恐れがないよう保管場所まで運搬されている。保管場所からの回収は原則、月水金土の週4回である。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和6年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	299 t	t

(これまでに実施した取組)

- ・廃棄物(特別管理・一般・リサイクル等)の分別方法の一覧を作成し、各部署毎に配布。分別手法に遺漏がなきよう啓蒙するとともに、効率的な分別を促している。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	288 t	t

(今後実施する予定の取組)

- ・現状維持し、引き続き排出抑制に努める。
- ・院内感染管理と情報交換を行い、感染患者数の状況などを把握し、排出抑制方法を検討する。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・他の廃棄物と区分し分別保管している。
- ・液状、泥状等のものと、固形状のもので分別している。
- ・鋭利なもの・割れもの等とは区別している。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

今後も現状通りの分別を実施する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 実施しておりません		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施しておりません		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（これまでに実施した取組） 実施しておりません			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） 現在のところ予定はありません			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していません		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 現在のところ予定はありません		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	299 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	288 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
処理委託業者に対しては、適正処理のヒアリングと共に廃棄許可書の提示を継続して求めていく			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	305	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストを導入し、対応可能な処理業者であるとともに優良認定処理業者から選定することとしている。		
※事務処理欄			

備考

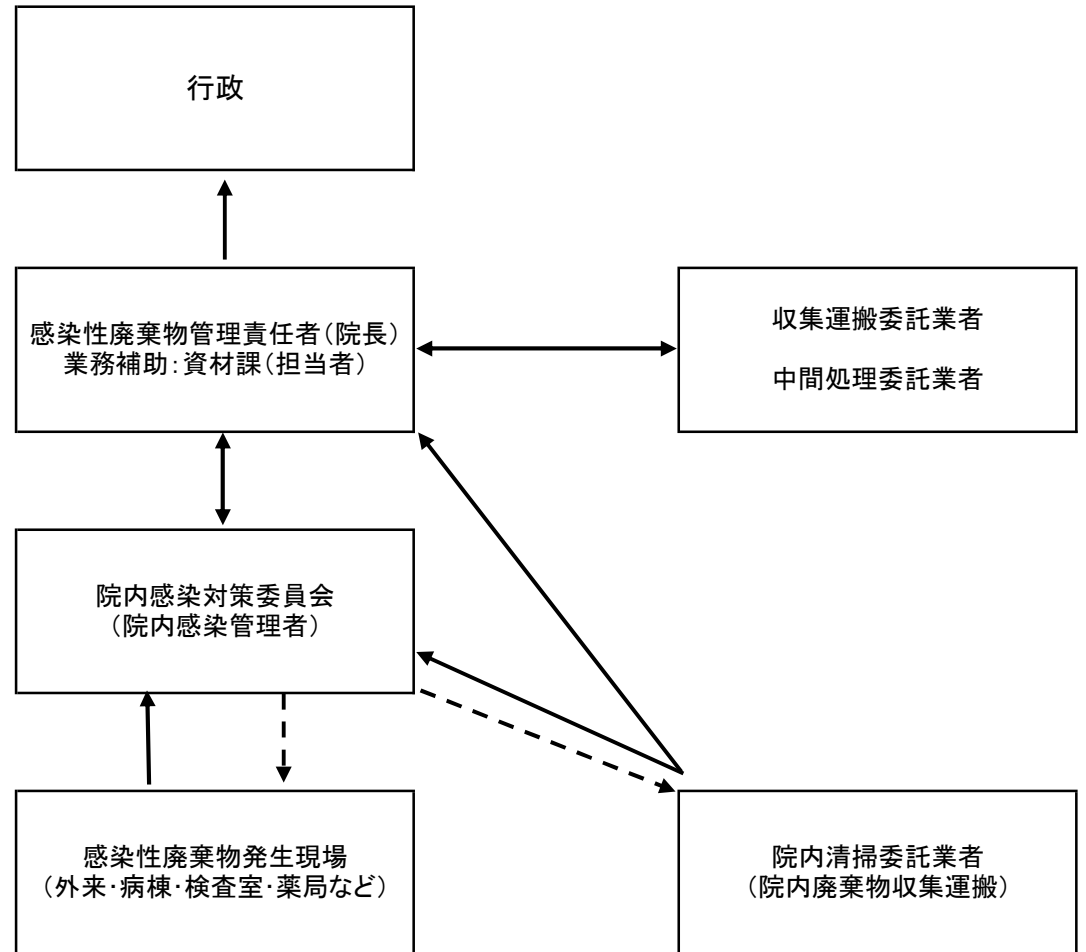
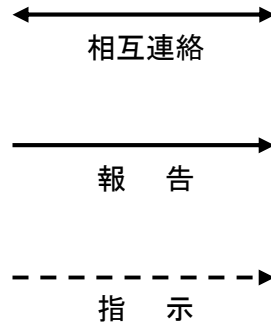
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
 - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 9 ※欄は記入しないこと。

管理体制図

管理責任者及び業務補助部署	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し、当院から排出される感染性廃棄物を適正に管理する。
院内感染対策委員会 (院内感染管理者)	院内感染を未然に防ぐとともに、感染が発生した場合は迅速かつ適切に対処し、被害を最小限にとどめる。
発生現場 (外来・病棟・検査・薬局など)	感染症の発生状況や感染防止対策をチェックし報告する。
院内清掃委託業者 (院内廃棄物収集運搬)	院内での収集・運搬は、蓋付カートで行い、飛散・流出の恐れが無いようにする。
収集運搬委託業者	積み込み開始から、運搬の最終目的地での荷降ろし完了まで適正に処理を行う。
中間処理委託業者	焼却処分完了まで、適正に処理する。また、焼却灰の減量・リサイクルの取り組みを行う。



緊急時連絡体制

医療関係機関 管理者	大正区医師会 TEL : 06-6551-2539
---------------	------------------------------

都道府県等 廃棄物担当部局	大阪市環境局環境管理部 TEL:06-6630-3284
------------------	---------------------------------

感染性廃棄物管理責任者 院長 平居 啓治 業務補助担当部 資材課 TEL:06-6552-6271
--

院内清掃業者

収集運搬業者

中間処理業者